

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道告示第744号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年11月9日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
美幌稲都	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理)	平成21. 5.29
同	同 (暗きょ排水)	同 21.11.30
同	同 (土層改良)	同 21.12.10
端野豊北	中山間地域総合整備 (客土)	同 20.12.10
同	同 (区画整理、農用地造成、暗きょ排水、農用地改良保全)	同 21.11.30

## 北海道告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成22年11月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 都市計画区域の名称 網走都市計画区域
- 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
  - 網走市字三眺17番の一部並びに当該区域に隣接する国道238号の道路中心線の東側、一級河川網走川及び国有地の一部
  - 網走市字呼人511番から513番までの各一部、519番の一部、573番の一部、574番の一部、579番の一部、654番の一部及び863番の一部並びにこれらの区域に隣接する市道呼人東藻琴線の一部
- 都市計画区域に含まれる土地の区域
  - 網走市南1条東1丁目、南1条東2丁目、南2条東1丁目から南2条東3丁目まで、南3条東1丁目から南3条東6丁目まで、南4条東1丁目から南4条東7丁目まで、南5条東1丁目から南5条東7丁目まで、南6条東1丁目から南6条東7丁目まで、南7条東1丁目から南7条東7丁目まで、南8条東1丁目から南8条東7丁目まで、南9条東2丁目から南9条東6丁目まで、南10条東3丁目から南10条東5丁目まで、北1条東1丁目、北1条東2丁目、北2条東1丁目、北2条東2丁目、北3条東1丁目、北3条東2丁目、北4条東1丁目、北4条東2丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北6条東1丁目、北6条東2丁目、北7条東1丁目、北7条東2丁目、北8条東1丁目、北

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農業施設管理課)	11
○土地改良事業計画の計画変更の同意…………… (農業施設管理課)	11
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	11
○都市計画区域の変更…………… (都市計画課)	11
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	13
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	15
<b>道監査委員公表</b>	
○監査公表第15号……………	16

## 告 示

### 北海道告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、渡島平野土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成22年11月9日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別	氏名	住所
理 事	千葉 純 広	北斗市本町238番地 北斗市本町2丁目6番31号

### 北海道告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成22年10月29日、鹿追町の行う土地改良（笹川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 [基盤整備]（農業用道路））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成22年11月9日

9条東1丁目、北10条東1丁目、北11条東1丁目、北12条東1丁目、南1条西1丁目、南1条西2丁目、南2条西1丁目から南2条西5丁目まで、南3条西1丁目から南3条西4丁目まで、南4条西1丁目から南4条西4丁目まで、南5条西1丁目から南5条西4丁目まで、南6条西1丁目から南6条西4丁目まで、南7条西1丁目から南7条西4丁目まで、南8条西1丁目から南8条西4丁目まで、南9条西2丁目から南9条西4丁目まで、南10条西2丁目から南10条西4丁目まで、南11条西2丁目、南11条西3丁目、南12条西2丁目、南12条西3丁目、南13条西2丁目、南13条西3丁目、南14条西2丁目、南14条西3丁目、北1条西1丁目、北1条西2丁目、北1条西4丁目、北1条西5丁目、北2条西1丁目から北2条西7丁目まで、北3条西1丁目から北3条西8丁目まで、北4条西1丁目から北4条西8丁目まで、北5条西1丁目から北5条西8丁目まで、北6条西1丁目から北6条西7丁目まで、北7条西1丁目から北7条西6丁目まで、北8条西1丁目から北8条西6丁目まで、北9条西1丁目から北9条西6丁目まで、北10条西1丁目から北10条西6丁目まで、北11条西1丁目から北11条西5丁目まで、北12条西2丁目、字明治、向陽ヶ丘1丁目から7丁目まで、海岸町、緑町、新町1丁目から3丁目まで、大曲1丁目、大曲2丁目、港町、台町1丁目から3丁目まで、桂町、桂町1丁目から5丁目まで、錦町、駒場、駒場北1丁目から6丁目まで、駒場南1丁目から8丁目まで、潮見1丁目から11丁目まで、つくしヶ丘1丁目から6丁目まで、字鱒浦及び鱒浦1丁目から5丁目まで並びにこれらの地先公有水面

- (2) 網走市字二ツ岩18番の一部、19番の一部、137番の一部、138番、139番、140番の一部、141番の一部、142番、144番、145番から148番までの各一部、149番から155番まで、167番の一部、168番、169番、170番から173番までの各一部及び185番の一部並びにこれらの地先公有水面並びにこれらの区域に隣接する道道網走公園線の一部、普通河川バイラギ川の一部、国有地、道有地及び市有地
- (3) 網走市字向陽ヶ丘72番、107番から135番までの各一部、137番の一部、140番の一部、141番の一部、145番の一部、147番から156番までの各一部、160番、161番及び162番の一部並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地
- (4) 網走市字三眺1番の一部、9番の一部、12番の一部、13番の一部、14番から16番まで、17番の一部、18番の一部、19番、20番、27番、28番及び29番の一部並びにこれらの区域に隣接する国道238号の道路中心線の南側と東側及び一級河川網走川の北側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地
- (5) 網走市字大曲24番から30番までの各一部、31番、32番、33番の一部及び34番の一部並びにこれらの区域に隣接する国道39号の一部、国有地、道有地及び市有地
- (6) 網走市字天都山1番の一部、2番の一部、3番、4番から7番までの各一部、10番から13番までの各一部、15番の一部、16番の一部、17番、18番、19番から26番までの各一部、28番の一部、30番から36番までの各一部、37番、38番、39番の一部、40番、41番の

一部、42番の一部、43番、44番の一部、45番の一部、46番から50番まで、51番から57番までの各一部、58番から66番まで、67番の一部、68番の一部、69番から72番まで、80番、81番、82番の一部、83番、84番の一部、85番、86番から92番までの各一部、95番の一部、96番の一部、100番から107番までの各一部、108番、109番の一部、110番の一部、111番、112番、113番の一部、114番の一部、115番、116番の一部、208番から214番までの各一部、219番から226番までの各一部、231番の一部、236番から238番までの各一部、251番の一部、252番の一部、254番及び255番並びにこれらの区域に隣接する道道大観山公園線の道路中心線南側と東側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地

- (7) 網走市字潮見34番、37番から40番までの各一部、42番の一部、43番、44番から50番までの各一部、51番、52番から54番までの各一部、55番から57番まで、58番の一部、59番、60番、61番の一部、62番の一部、128番の一部、129番の一部、130番、135番の一部、138番、142番から145番までの各一部、147番から150番までの各一部、151番、152番の一部、153番の一部、155番から160番までの各一部、163番の一部、165番の一部、167番、168番、169番から173番までの各一部、174番、175番から181番までの各一部、184番から191番までの各一部、192番、193番、195番の一部、197番から201番までの各一部、203番から214番までの各一部、215番、216番の一部、217番から219番まで、220番から228番までの各一部、229番から231番まで、232番の一部、233番の一部、234番、235番の一部、236番の一部、238番から241番までの各一部、242番、243番の一部、244番の一部、246番の一部、247番、250番の一部、251番の一部、253番、254番から263番までの各一部、265番から272番までの各一部、273番、274番から277番までの各一部、278番、279番から287番までの各一部、288番、290番の一部、291番の一部、292番、293番の一部、297番から309番までの各一部、311番の一部、312番の一部、319番の一部、320番、321番から330番までの各一部、332番の一部、333番の一部、334番から336番まで、337番の一部、338番の一部、339番から341番まで、343番の一部、344番、345番、347番から349番までの各一部、354番、365番の一部、366番の一部、368番の一部、369番から375番まで及び996番から998番まで並びにこれらの区域に隣接する道道大観山公園線の道路中心線の東側及び市道天都山展望線の道路中心線の南側と東側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地
- (8) 網走市字八坂1番の一部、2番の一部、10番から19番までの各一部、20番、21番から25番までの各一部、26番、27番の一部、28番から31番まで、32番の一部、33番、36番の一部、38番から40番までの各一部、41番、42番の一部、43番の一部、44番、45番、46番の一部、47番の一部、49番の一部、50番の一部、52番の一部、53番、54番から57番までの各一部、58番、59番の一部、60番の一部、61番から66番まで、67番の一部、68番の一部、70番の一部、71番の一部、72番、74番から80番までの各一部、81番、82番から84番までの各一部、85番、86番から89番までの各一部、91番から93番までの各一部、95番、

97番の一部、103番から109番までの各一部、110番から114番まで、116番、118番の一部、119番、120番から126番までの各一部、128番の一部、130番から132番までの各一部、134番、135番、137番、139番、140番、142番、143番、144番の一部、146番から148番までの各一部、151番の一部、152番の一部、160番の一部、161番の一部、162番、163番、164番の一部、165番、166番から168番までの各一部、170番から174番までの各一部、175番、176番、177番の一部、178番の一部、180番の一部、181番、183番から185番まで、186番の一部、188番から192番までの各一部、196番、200番の一部、202番の一部、203番の一部、205番の一部、206番の一部、208番の一部、209番、210番から212番までの各一部、228番から230番までの各一部及び231番並びにこれらの区域に隣接する道道大観山公園線の道路中心線の東側及び市道大観山線の道路中心線の東側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地

- (9) 網走市字呼人137番の一部、149番から151番までの各一部、153番の一部、156番から162番までの各一部、164番から169番までの各一部、171番から176番までの各一部、177番、178番の一部、180番、182番の一部、184番の一部、187番から190番までの各一部、192番の一部、194番から200番までの各一部、202番の一部、203番の一部、206番、208番から211番までの各一部、213番の一部、214番の一部、219番の一部、230番の一部、246番、263番の一部、264番の一部、265番、266番の一部、267番の一部、270番から273番までの各一部、274番、275番、275番から277番までの各一部、278番、280番の一部、283番の一部、285番の一部、287番の一部、293番の一部、294番の一部、296番から301番までの各一部、303番の一部、313番から317番までの各一部、321番の一部、324番の一部、327番から344番までの各一部、346番の一部、348番の一部、350番から352番までの各一部、353番から355番まで、356番の一部、357番、358番から361番までの各一部、362番、363番、364番の一部、365番の一部、366番、367番から382番までの各一部、386番の一部、388番の一部、389番の一部、392番から394番までの各一部、406番、408番、410番から412番までの各一部、413番、414番の一部、416番、417番の一部、418番の一部、420番から423番までの各一部、501番の一部、502番、503番の一部、504番の一部、505番、506番の一部、508番の一部、509番の一部、511番から513番までの各一部、514番、515番から522番までの各一部、526番から532番までの各一部、533番、534番から539番までの各一部、540番、541番、543番の一部、544番の一部、545番、547番の一部、548番から550番まで、551番の一部、552番、554番、555番、556番の一部、557番、558番から560番までの各一部、563番、564番、565番から572番までの各一部、654番の一部、700番、701番から703番までの各一部、704番、705番から707番までの各一部、708番、709番から712番までの各一部、713番から715番まで、717番から722番までの各一部、725番の一部、726番の一部、772番の一部、773番、774番、775番の一部、776番の一部、792番、794番の一部、798番の一部、800番、801番から803番までの各一部、805番から

810番までの各一部、813番の一部、825番の一部、827番の一部、852番の一部、853番の一部、860番の一部、861番、863番の一部、865番の一部、880番の一部、994番の一部及び995番から997番まで並びにこれらの区域に隣接する国道39号の一部、道道大観山公園線の道路中心線の東側、道道中園網走停車場線の道路中心線の西側、市道呼人中島甲線の道路中心線の南側、市道呼人湖畔甲線の道路中心線の東側、市道昭和呼人線の道路中心線の西側、市道大観山線の道路中心線の西側、市道呼人東藻琴線の一部及び一級河川女満別川の河川中心線の東側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地及び市有地

#### 4 都市計画区域から除かれる土地の区域

網走市大曲2丁目に隣接する一級河川網走川南側及び西側

(この都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く)

#### 北海道告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年11月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 2 室蘭圏都市計画区域区分に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 区域区分
  - (2) 都市計画を定めた土地の区域
    - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域  
伊達市竹原町の一部
    - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域  
なし
    - ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域  
室蘭市舟見町1丁目地先(地先公有水面)  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 4 釧路圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
  - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域  
釧路市港町及び浜町の各一部
  - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域  
釧路市栄町1丁目、川上町2丁目、旭町、大川町、城山1丁目、材木町、大楽毛、大楽毛2線及び大楽毛3線の各一部
  - ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域  
なし  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 5 釧路圏都市計画臨港地区に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 臨港地区
  - (2) 都市計画を定めた土地の区域  
追加する土地の区域 釧路市港町及び浜町の各一部  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 6 釧路圏都市計画下水道に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 下水道
  - (2) 都市計画を定めた土地の区域
    - ア 名称 釧路公共下水道
    - イ 変更した部分
      - (ア) 排水区域に編入した土地の区域  
釧路市港町及び浜町の各一部
      - (イ) 排水区域から除外した土地の区域  
釧路市川上町、旭町、大川町、城山、大楽毛、大楽毛2線及び大楽毛3線の各一部  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 7 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 8 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 区域区分
  - (2) 都市計画を定めた土地の区域
    - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域  
苫小牧市汐見町及び字勇払の各一部
    - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

- 苫小牧市字高丘の一部
- 厚真町字浜厚真の一部
- ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域  
苫小牧市字弁天地先(地先公有水面)  
白老町字石山地先(地先公有水面)  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 9 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 臨港地区
  - (2) 都市計画を定めた土地の区域  
追加する土地の区域 苫小牧市汐見町の一部  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 10 網走都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 11 雄武都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 12 女満別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 13 興部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 14 斜里都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 15 滝上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 16 虻田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 17 浦河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 18 静内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 19 門別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 20 浦幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 21 新得都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 22 大樹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 23 広尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 24 本別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 25 厚岸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 26 白糠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項  
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 27 網走都市計画及び女満別都市計画下水道に係る事項  
(1) 都市計画の種類 下水道  
(2) 都市計画を定めた土地の区域  
ア 名称 網走女満別公共下水道  
イ 変更した部分  
排水区域 大空町女満別中央の一部を排水区域に編入  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 28 網走都市計画及び女満別都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道  
(2) 都市計画を定めた土地の区域  
ア 名称 網走女満別公共下水道  
イ 変更した部分  
(ア) 排水区域に編入した土地の区域  
網走市三眺及び台町の各一部  
(イ) 排水区域から除外した土地の区域  
網走市大曲、向陽ヶ丘6丁目、向陽ヶ丘7丁目、つくしヶ丘及び新町の各一部  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

**総合振興局告示及び  
振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第104号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年11月9日

北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
モノクロ複合機 1台  
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
(3) 納入期日 平成23年2月28日  
(4) 納入場所 入札説明書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

**3 条件付一般競争入札参加資格の審査**

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない

い。

ア 申請の時期 平成22年11月9日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室  
（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成22年12月21日（火） 午前10時30分（送付による場合は、同月20日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 広幅複写機の購入（交換契約） 1台

(2) 予定時期 平成22年11月下旬ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道空知総合振興局地域政策部総務課に申し込むこと。  
また、北海道空知総合振興局の入札のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロード

ることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
電話番号 0126-20-0022

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :  
MultiFunctionPrinter / Product / Peripheral 1

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 21, 2010  
(If mailed, bids must arrive no later than December 20, 2010)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General  
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa 068-8558  
Japan  
Phone : 0126-20-0022

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成20年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年11月9日

北海道監査委員 沢 岡 信 広  
北海道監査委員 喜 多 龍 一  
北海道監査委員 坂 本 人 士  
北海道監査委員 太 田 博